

申請手数料表

株式会社 確認サービス

URL <http://www.kakunin-s.com>

■ 適合証明業務手数料（課税対象）

※価格は消費税を含んだ総額表示です。

- 業務区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く）、神奈川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域
- 対象建築物等：一戸建て住宅、共同住宅等
- 設計検査若しくは現場検査において不適合である場合又は申請者の都合により手続き途中で申請を取り下げる場合であっても、手数料の返還はしません。

◆ 新築住宅

● 一戸建て住宅及び長屋（1住戸ごと）

- 手数料は表1-1の基本手数料（設計検査、中間現場検査、竣工現場検査・適合証明の合計）と表1-2の加算手数料との合計とします。
- 表-20に示す市町村等は、中間・竣工現場検査申請時（現場検査が不要な場合、建築確認申請の検査と同時に進行場合は除く）に棟毎に地域割増手数料を受領します。
- 現場検査にて指摘事項があった場合等の再現場検査手数料は、12,000円に表-20の地域割増手数料を加算した額とします。
- 軽微な変更の場合は、申請毎に表1-3の手数料（①～②の合計）を受領します。

（表1-1）基本手数料

単位：円

	設計検査	中間現場検査		竣工現場検査	合計		
		実施	省略※1	・適合証明	中間実施	中間省略	
通常申請	（建築確認申請を当機関に申請）	28,000	20,000	－	22,000	70,000	50,000
	（建築確認申請を当機関以外に申請）	42,000	30,000	－	33,000	105,000	75,000
竣工済特例	（建築確認申請を当機関に申請）	30,000			42,000	72,000	
	（建築確認申請を当機関以外に申請）	45,000			63,000	108,000	
建設住宅性能評価活用（当該申請を当機関に申請）					11,000	11,000	
長期優良住宅・設計住宅性能評価活用（当該申請を当機関に申請）			20,000	－	22,000	42,000	22,000

※1 住宅瑕疵担保保険の検査または建築基準法の間接検査を当機関で実施したものは中間現場検査を省略することができます。

（表1-2）【フラット35】S（優良な住宅基準、特に優良な住宅基準及びZEH基準）に係る加算手数料

単位：円

Sの種類	加算手数料	
省エネルギー性	ZEH Orientedのうち、BELS評価書によらない場合	44,000
	ZEHのうち、他機関のBELS評価書による場合	22,000
	上記以外※1	11,000
耐震性	当機関で建築確認申請において構造審査を実施した場合	11,000
	上記以外	44,000
バリアフリー性		44,000
耐久性・可変性（フラット35維持保全型適用基準を除く）		22,000

1.当機関において設計住宅性能評価書かつ建設住宅性能評価書を取得し、当該基準を満たすことが確認できるものは加算しません。

※1次の書類により当該基準を満たすことが確認できるものは加算しません。

- ・グリーン住宅ポイント対象住宅証明書
- ・次世代住宅ポイント対象住宅証明書
- ・認定低炭素住宅であること若しくは集約都市開発事業計画が認定された住宅であることを証する書類
- ・住宅事業建築主基準に係る適合証
- ・建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書
- ・建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書

（表1-3）手数料

単位：円

軽微な変更	①「耐震性」の審査に係る変更	11,000
	②技術基準※1の審査に係る変更	6,000×項目数

※1表1-2の項目（耐震性を除く）及び基礎基準（省エネ技術基準）に限ります。

● 共同住宅等

1. 手数料は表2-1の基本手数料（設計検査、竣工現場検査・適合証明の合計）と表2-2の加算手数料との合計とします。
2. 表-20に示す市町村等は、竣工現場検査申請時（現場検査が不要な場合、建築確認申請の検査と同時に進行場合は除く）に棟毎に地域割増手数料を受領します。
3. 現場検査にて指摘事項があった場合等の再現場検査手数料は、別途見積りとしてします。
4. 【フラット35】Sの変更で再申請が必要な場合の手料金は、「戸別申請」が12,000円×変更に係る戸数、「登録マンション申請」が5,000円×変更に係る戸数とします。（耐震性の場合は、11,000円×変更に係る棟数とします。）
5. 【フラット35】Sの追加で再申請が必要な場合の手料金は、「戸別申請」が12,000円×追加に係る戸数と表2-2の加算手数料、「登録マンション申請」が5,000円×追加に係る戸数と表2-2の加算手数料との合計とします。（耐震性の場合は、表2-2の加算手数料（棟数は、変更に係る棟数）とします。）
6. 軽微な変更の場合は、別途見積りとしてします。

(表2-1) 基本手数料

単位：円

		設計検査	竣工現場検査・適合証明	合計	
通常申請	(戸別申請)	(設計住宅性能評価又は長期優良住宅を当機関に申請)	12,000×戸数	12,000×戸数	
		(建築確認申請を当機関に申請)	5,000×戸数	12,000×戸数	17,000×戸数
		上記以外	12,000×戸数	23,000×戸数	35,000×戸数
	(登録マンション申請)	(設計住宅性能評価又は長期優良住宅を当機関に申請)		57,000×棟数	57,000×棟数
		(建築確認申請を当機関に申請)	23,000×棟数+2,000×戸数	57,000×棟数+3,000×戸数	80,000×棟数+5,000×戸数
		上記以外	12,000×戸数	23,000×戸数	35,000×戸数
建設評価活用※1	(戸別申請)		12,000×戸数	12,000×戸数	
	(登録マンション申請)		5,000×戸数(上限80,000×棟数)	5,000×戸数(上限80,000×棟数)	

※1 建設住宅性能評価書を既に取得済で現場検査が不要なものに限ります。

(表2-2) 【フラット35】S（優良な住宅基準、特に優良な住宅基準及びZEH基準）に係る加算手数料

単位：円

Sの種類		加算手数料
省エネルギー性	ZEH-M Orientedのうち、BELS評価書によらない場合	66,000×棟数+3,000×戸数
	ZEH-Mのうち、他機関のBELS評価書による場合	44,000×棟数+3,000×戸数
	上記以外※1	22,000×棟数+3,000×戸数
耐震性	当機関で建築確認において構造審査を実施した場合	11,000×棟数
	上記以外	44,000×棟数
バリアフリー性		44,000×棟数+3,000×戸数
耐久性・可変性（フラット35維持保全型適用基準を除く）		33,000×棟数+3,000×戸数

1. 当機関において設計住宅性能評価書かつ建設住宅性能評価書を取得し、当該基準を満たすことが確認できるものは加算しません。

※1 次の書類により当該基準を満たすことが確認できるものは加算しません。

- ・グリーン住宅ポイント対象住宅証明書
- ・次世代住宅ポイント対象住宅証明書
- ・認定低炭素住宅であること若しくは集約都市開発事業計画が認定された住宅であることを証する書類
- ・住宅事業建築主基準に係る適合証
- ・建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書
- ・建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書

◆ 賃貸住宅融資

1. 手数料は表3-1の基本手数料と表3-2の加算手数料との合計とします。
2. 表-20に示す市町村等は、竣工現場検査申請時（現場検査が不要な場合、建築確認申請の検査と同時に進行場合は除く）に棟毎に地域割増手数料を受領します。
3. 現場検査にて指摘事項があった場合等の再現場検査手数料は、15,000円に表-20の地域割増手数料を加算した額とします。
4. 表3-2の項目の変更で再申請が必要な場合の手料金は、12,000円×変更に係る戸数とします。
5. 表3-2の項目の追加で再申請が必要な場合の手料金は、12,000円×追加に係る戸数と表3-2の加算手数料との合計とします。
6. 軽微な変更の場合は、別途見積りとしてします。

(表3-1) 基本手数料

単位：円

	他の引受業務（予定含む）	基本手数料
・賃貸住宅融資（省エネ住宅） ・賃貸住宅融資（サービス付き高齢者向け住宅） ・まちづくり融資（賃貸住宅）	建築確認申請を当機関に申請 （住宅性能評価を当機関に申請の場合を除く）	44,000×棟数 + 4,000×戸数
	住宅性能評価を当機関に申請	33,000×棟数
	上記以外	33,000×戸数

(表3-2) 加算手数料

単位：円

		加算手数料	
省エネ住宅	優良な賃貸住宅基準（省エネルギー性）の適用がある場合	ZEH-M Orientedのうち、BELS評価書によらない場合	66,000×棟数+3,000×戸数
		ZEH-Mのうち、他機関のBELS評価書による場合	44,000×棟数+3,000×戸数
	上記以外※1		22,000×棟数+3,000×戸数
	優良な賃貸住宅基準（耐久性・可変性）の適用がある場合	上記以外※1	
上記以外※1		22,000×棟数+3,000×戸数	
サービス付き高齢者向け住宅	断熱等性能等級による場合※1		11,000×棟数
	上記以外※1		22,000×棟数+3,000×戸数

1.設計住宅性能評価書かつ建設住宅性能評価書を取得し、当該基準を満たすことが確認できるものは加算しません。

※1 次の書類により当該基準を満たすことが確認できるものは加算しません。

- ・グリーン住宅ポイント対象住宅証明書
- ・次世代住宅ポイント対象住宅証明書
- ・認定低炭素住宅であること若しくは集約都市開発事業計画が認定された住宅であることを証する書類
- ・住宅事業建築主基準に係る適合証
- ・建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書
- ・建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書

◆ 中古住宅

1. 手数料は表4-1または表4-2の手数料とします。
2. 表-20に示す市町村等は、地域割増手数料を加算します。
3. 現場検査にて指摘事項があった場合等の再現場検査手数料は、34,000円に表-20の地域割増手数料を加算した額とします。

(表4-1) 一戸建て等

単位：円

	手数料
フラット35、フラット35S、財形住宅融資等	167,500

(表4-2) マンション

単位：円

	手数料
フラット35、フラット35S(中古タイプ)、財形住宅融資等 ※1	167,500/戸

※1 らくらくタイプ、S(中古タイプを除く)の手数料は、見積りと致します。

◆ リノベ

1. 手数料は表5-1または表5-2の手数料とします。
2. 表-20に示す市町村等は、地域割増手数料を加算します。
3. 現場検査が複数回必要な場合は、地域割増手数料を検査回数分加算します。
4. 建築確認申請の検査と同時に検査を行う場合は、当該検査の地域割増手数料を加算しません。
5. 現場検査にて指摘事項があった場合等の再現場検査手数料は、34,000円に表-20の地域割増手数料を加算した額とします。

(表5-1) 一戸建て等

単位：円

	手数料	事前確認省略ありの場合
フラット35、フラット35S	200,000	-30,000

(表5-2) マンション

単位：円

	手数料	事前確認省略ありの場合
フラット35、フラット35S	200,000/戸	-30,000/戸

◆ リフォーム融資

1. 手数料は表 6-1 または表 6-2 の手数料とします。
2. 表-20 に示す市町村等は、地域割増手数料を加算します。
3. 現場検査が複数回必要な場合は、地域割増手数料を検査回数分加算します。
4. 建築確認申請の検査と同時に検査を行う場合は、当該検査の地域割増手数料を加算しません。
5. 現場検査にて指摘事項があった場合等の再現場検査手数料は、34,000 円 に表-20 の地域割増手数料を加算した額とします。

(表 6-1) 一戸建て等

単位：円

	手数料
耐震改修、グリーンリフォーム、高齢者向け返済特例	167,500
財形住宅	77,000

(表 6-2) マンション

単位：円

	手数料
耐震改修、グリーンリフォーム、高齢者向け返済特例	200,000
財形住宅	77,000

◆ 賃貸住宅リフォーム融資

1. 手数料は表 7-1、表 7-2 または表 7-3 の手数料とします。
2. 表-20 に示す市町村等は、棟毎に地域割増手数料を加算します。
3. 建築確認申請の検査と同時に検査を行う場合は、地域割増手数料を加算しません。
4. 現場検査（竣工検査）が不要な手続きは、地域割増手数料を加算しません。
5. 現場検査にて指摘事項があった場合等の再現場検査手数料は、34,000 円 に表-20 の地域割増手数料を加算した額とします。

適合証明書を交付するのに必要な手数料 標準額に、工事内容による加算額を加えた手数料

(表 7-1) 賃貸住宅リフォーム融資（住宅セーフティネット）

単位：円

		標準額	工事内容による加算額
・賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)	1 戸	77,000	別途見積り ※1
	2～20 戸	92,000	
	21～50 戸	143,000	
	51 戸以上	別途見積り	

※1 住宅セーフティネットリフォーム工事のうち代表的なものが、バリアフリー改修工事、耐震改修工事、共同居住住宅に用途変更するための改修工事、間取り変更工事、調査において居住の為に最低限必要と認められた工事、防音性・遮音性の向上のための工事、補助金の交付の対象となる工事の場合に限る。

(表 7-2) 賃貸住宅リフォーム融資(省エネ住宅)

単位：円

		手数料
・賃貸住宅リフォーム融資(省エネ住宅)	1～20 戸	153,000
	21～50 戸	296,000
	51 戸以上	別途見積り

(表 7-3) 賃貸住宅リフォーム融資(耐震改修)、賃貸住宅リフォーム融資(サービス付き高齢者向け住宅)

単位：円

		手数料
・賃貸住宅リフォーム融資(耐震改修)		別途見積り
・賃貸住宅リフォーム融資(サービス付き高齢者向け住宅)		

◆ 住宅融資保険

1. 手数料は表 8-1 または表 8-2 の手数料とします。
2. 表-20 に示す市町村等は、地域割増手数料を加算します。
3. 現場検査にて指摘事項があった場合等の再現場検査手数料は、34,000 円 に表-20 の地域割増手数料を加算した額とします。

(表 8-1) 一戸建て等

単位 : 円

	手数料
住宅融資保険	167,500

(表 8-2) マンション

単位 : 円

	手数料
住宅融資保険	別途見積り

◆ 地域割増手数料 (課税)

地域割増手数料・料金地域表 (表-20)

(税込) 単位 : 円

地域名	割増額	対象地域			
		岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
A 地域	16,000	御嵩町 の都市計画区域内			いなべ市 の都市計画区域内
B 地域	29,000	恵那市 郡上市 中津川市 八百津町 の都市計画区域内	都市計画区域外	都市計画区域外	亀山市 鈴鹿市 松阪市 津市 明和町 多気町 菰野町 の都市計画区域内
C 地域	42,000	下呂市 高山市 飛騨市			伊賀市 伊勢市 志摩市 鳥羽市 名張市 玉城町 南伊勢町
		都市計画区域外			都市計画区域外 (見積地域を除く)
見積地域	別途見積額				尾鷲市 熊野市 御 浜町 紀北町 紀宝 町

地域名	割増額	対象地域			
		埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
A 地域	16,000	坂戸市 日高市 加須市 羽生市 深谷市 幸手市 鶴ヶ島市 東松山 市 川島町 杉戸 町 宮代町 吉見 町 の都市計画区域内	印西市 佐倉市 八街市 の都市計画区域内		横須賀市 逗子市 葉山町 の都市計画区域内

B 地域	29000	飯能市 本庄市 小川町 越生町 神川町 上里町 滑川町 鳩山町 美里町 寄居町 嵐山町 毛呂山町 ときがわ町 の都市計画区域内	市原市 成田市 富里市 袖ヶ浦市 木更津市 酒々井町 の都市計画区域内	都市計画区域外 (島しょ部を除く)	相模原市の一部 (緑区の一部※1) 三浦市 愛川町
					都市計画区域外
C 地域	42,000	秩父市 長瀬町 皆野町 横瀬町 小鹿野町 東秩父村	旭市 いすみ市 勝浦市 香取市 鴨川市 君津市 山武市 匝瑳市 館山市 銚子市 東金市 富津市 茂原市 大網白里市 一宮町 御宿町 芝山町 白子町 多古町 長南町 東庄町 栄町 横芝光町 九十九里町 長生村		
		都市計画区域外	都市計画区域外		
見積地域	別途見積額			島しょ部	

※1 相模原市緑区の一部とは、旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町です。

地域名	割増額	対象地域			
		茨城県	栃木県	群馬県	山梨県
A 地域	16,000	下妻市 常総市 坂東市 かすみが うら市 八千代町 の都市計画区域内	小山市 の都市計画区域内		都留市 大月市 身延町 西桂町 上野原市 富士河口 湖町 の都市計画区域内
B 地域	29,000	水戸市 古河市 石岡市 結城市 笠間市 筑西市 桜川市 小美玉市 境町 五霞町 の都市計画区域内	下野市 足利市 栃木市 佐野市 真岡市 宇都宮市 上三川町 壬生町 野木町 の都市計画区域内	前橋市 高崎市 太田市 館林市 藤岡市 富岡市 安中市 伊勢崎市 玉村町 板倉町 明和町 大泉町 邑楽町 千代田町 の都市計画区域内	甲府市 山梨市 甲斐市 笛吹市 甲州市 中央市 昭和町 市川三郷町 富士川町 の都市計画区域内

C 地域	42,000	日立市 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 銚田市 高萩市 常陸太田 市 那珂市 ひた ちなか市 北茨城 市 常陸大宮市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町 美浦村 河内町 利根町 稲敷市	鹿沼市 日光市 矢板市 那須烏山 市 さくら市 那須塩原市 大田 原市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 塩谷町 那須町 高根沢町 那珂川町	桐生市 沼田市 渋川市 みどり市 下仁田町 甘楽町 草津町 吉岡町 中之条町 東吾妻 町 長野原町 みなかみ町 榛東 村	萠崎市 南アルプス 市
		都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外
見積地域	別途見積額				

地域名	割増額	対象地域			
		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
A 地域	16,000	近江八幡市 東近 江市 彦根市 米原市 野洲市 長浜市 竜王町 豊郷町 愛荘町 の都市計画区域内	亀岡市 井手町 の都市計画区域内		太子町 西脇市 姫路市 福崎町 の都市計画区域内
B 地域	29,000	甲良町 多賀町 甲賀市 日野町 の都市計画区域内	南丹市 京丹波町 宇治田原町 の都市計画区域内		相生市 たつの市 丹波篠山市 淡路市 市川町 神河町 多可町 の都市計画区域内
C 地域	42,000	高島市	綾部市 福知山市 笠置町 和束町 南山城村 の都市計画区域内		朝来市 宍粟市 丹波市 佐用町 赤穂市 洲本市 上郡町 南あわじ市 の都市計画区域内
		都市計画区域外			
見積地域	別途見積		舞鶴市 宮津市 京丹後市 与謝野 町 伊根町		養父市 豊岡市 香美町 新温泉町
			都市計画区域外		都市計画区域外

地域名	割増額	対象地域	
		奈良県	和歌山県
A 地域	16,000	香芝市 橿原市 葛城市 御所市 桜井市 天理市 王寺町 河合町 上牧町 広陵町 三宅町 安堵町 斑鳩町 三郷町 平群町 川西町 田原本町 大和高田市 の都市計画区域内	和歌山市 岩出市 紀の川市 の都市計画区域内
B 地域	29,000	高取町 大淀町 明日香村 五條市 の都市計画区域内	海南市 紀美野町 九度山町 橋本市 かつらぎ町 の都市計画区域内
C 地域	42,000	曾爾村 山添村 宇陀市 吉野町 東吉野村 下市町 の都市計画区域内	有田市 有田川町 の都市計画区域内
見積地域	別途見積	御杖村 川上村 十津川村 上北山 村 野迫川村 下北山村 黒滝村 天川村	高野町 広川町 湯浅町 由良町 日高町 美浜町 御坊市 新宮市 田辺市 印南町 白浜町 串本町 太地町 すさみ町 那智勝浦町 古座 川町 上富田町 日高川町 みなべ 町 北山村
		都市計画区域外	都市計画区域外

1. 確認検査（建築物）、建設住宅性能評価、適合証明現場検査等を同時に行う場合、1つの検査のみ地域割増手数料を加算します。ただし、建築物の規模により、2つ以上の検査に加算することがあります。
2. 同一団地内で一度に複数の戸建て住宅の検査を行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。ただし、申請者の都合により別々に検査を行うように変更となった場合には、追加検査回数分地域割増手数料を追加します。